

議員提出第十二号議案

私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「私立学校」という。）は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決に迫られている。こうした厳しい状況にあっても、我が国が今後も世界の中で後れを取ることなく国力を維持し発展していくためには、将来を担う子供たちの育成が何よりも重要である。このことは、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二三」においても、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されている。

しかしながら、私立学校は学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価高騰への対応等様々な課題解決を迫られており、もはや自助努力の範囲を超えている。

国による私立高等学校生徒への授業料支援では、年収五百九十万円を境に支援金額に大きな格差が生じており、また、専攻科や中学校についても、高等学校と同じ枠組みでの生徒に対する経済的支援が必要である。さらに、現行の就学支援金制度等では負担が十分に軽減されない保護者を対象に更なる負担軽減策が必要である。

このほか、ICT環境の整備や学校施設の耐震化、空調・換気設備等の整備、省エネ・脱炭素化対策などを進めていくには、先ずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公私立を問わない支援が急務である。また、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についての国の支援策の充実も、不可欠である。

このように、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、特色ある質の高い教育を提供できるよう、その財政基盤の安定のため、国の全面的な財政支援が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性に鑑み、教育基本法第八条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十月四日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

衆議院議長 細田博之殿
参議院議長 尾辻秀久殿

内閣総務大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

岸田文雄
鈴木淳
鈴木俊一
盛山正仁
殿殿殿殿